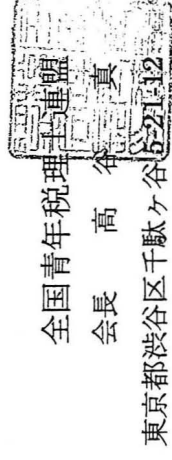


平成16年4月27日



電話 03-3354-4162

電子申告に関する意見書

私たち全国青年税理士連盟（以下「当連盟」という）は、全国約3,000名の若手税理士により組織されている団体です。私たちは、真の国民のためのよりよい税理士制度の確立を目的に、税理士法のみならず、租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行っています。

私たちは、平成16年2月2日より名古屋国税局管内において導入された電子申告についてアンケート調査を行いました。アンケートは、当連盟の会員のうち名古屋税理士会及び東海税理士会所属の税理士に対し、平成16年3月16日より31日までの期間において実施しました。その結果、20代から30代の若手税理士を中心に、364名のアンケート（別添資料参照）を収集することができました。これらのアンケートを分析した結果、私たちの主張は以下のとおりです。

電子申告は、政府のE-Japan構想の一環として、これからの税務行政において重要であることに異論はなく、積極的に取り組んでいくべきだと考えます。しかし、実際に電子申告を経験した大多数の税理士が、現状のシステムには問題点が多く、その問題点が解決されない限り電子申告の普及は難しいと考えています。税の専門家である税理士が、今後の税務行政において担う役割は決して小さいものではなく、ましてや今後の電子申告のあり方を考える際に、今回のアンケートにより得られた意見は非常に重要な意味を持つものであると考えます。そこで当連盟はアンケート結果に基づき、以下の点について意見書を提出させていただきます。

1. 利用時間の拡大

現状のe-taxの利用可能時間は平日の午前9時から午後6時(所得税の確定申告期は平日の午前10時から午後9時)であるが、より多くの納税者に利用しやすくするためには時間的制限は設けるべきではないので、土日平日を問わず24時間利用可能にすべきです。

2. 添付書類別送の見直し

所得税の確定申告においては、電子申告をした納税者でも添付書類を郵送しなければならず二度手間になっているので、電子申告をした納税者に限っては添付書類の提出を免除するなど、添付書類の取り扱いを見直すべきです。

3. 本人確認方法の簡略化

本人確認のための公的個人認証（現在は住基カードによる認証）は、使用方法が煩雑であるばかりでなく、納税者自身に取得のための費用負担とその後の管理のリスクを負わせるものであるため、もっと簡略化された本人確認の方法に変更すべきです。



書留・配達記録郵便物受領証(お客様控)

(差出人の住所氏名)

茨谷区千駄谷 5-21-12-401 様
全国青年税理士連盟

受取人の氏名	引受番号	郵便料	申出損害要償額	摘要
財務大臣 様	527-56-59552-2	¥350	---	書 類
谷垣 祐一 様	527-56-59553-3	¥350	---	相
国税庁長官 様	527-56-59554-4	¥350	---	相
〒:澤 辰磨 様				
日本税理士会連合会 様				
会長 森 金次郎 様				

ご注意
この受領証は、損害賠償の請求をすすからその他の場合にも必要です。書留の損害賠償額は、原則として5万円を限度とする実損額です。
度: カナイ(簡易)、キロ(配達記録)、ソク(速達)、ハイ(配達証明) シ(内容証明)、トク(特別送達)、ダイ(代金引換) 記号: ナイ(内容証明)、シ(配達記録)、フリーダイヤル 0120-232886
配達状況がわかります。ウェブサイト <http://www.post.japanpost.jp>

03-5370-9922
〒1771-7171
16.04.27*12-19
郵便局